



## 達 の あ ら ま し

### ○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第49号）

#### 1 改正内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 2及び別表第 3関係）

#### 2 施行期日

令和 2年 9月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、発布の日から施行します。

名古屋市告示第 492号

名古屋都市計画都市再開発の方針の原案の縦覧

名古屋都市計画都市再開発の方針の案を作成したいので、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 2年 8月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画都市再開発の方針

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間及び縦覧時間

令和 2年 8月17日から同月31日まで

午前 8時45分から正午、午後 1時から午後 5時15分まで

(名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 493 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年8月17日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
公益社団法人日本海員掖済会	東京都中央区明石町1番29号	令和2年4月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

## 名古屋市告示第 494 号

### 建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 18 日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 建築協定の名称

なかのタウンハウス建築協定

#### 2 建築協定区域

名古屋市中川区助光二丁目2217番 外

#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

#### 4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 495号

名古屋市緑スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市緑スポーツセンターを令和 2年10月 1日から令和 2年10月31日まで臨時休館します。

令和 2年 8月19日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 496号

名古屋市緑スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市緑スポーツセンターのプールを令和 2年 9月 1日から令和 3年 3月31日まで臨時休館します。

令和 2年 8月19日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 497 号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 8 月 18 日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和 2 年 8 月 21 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 6 号）

名古屋市財政局財政部財政課

## 令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第６号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,526,720,563千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		474,605,286	386,500	474,991,786
	2 補助金	284,169,049	386,500	284,555,549
10 県支出金		73,661,870	386,500	74,048,370
	2 補助金	21,872,351	386,500	22,258,851
歳入	合計	1,525,947,563	773,000	1,526,720,563

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 経済費		99,587,324	773,000	100,360,324
	1 産業費	98,301,434	773,000	99,074,434
歳出	合計	1,525,947,563	773,000	1,526,720,563

名古屋市達第49号

健康福祉局  
子ども青少年局  
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月20日

名古屋市長 河村 たかし

別表第2 環境薬務室長の項第4号中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改め、同項第6号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項第8号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

別表第3 福祉課長の項第9号及び同表区民福祉課長の項第8号中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

附 則

この達は、令和2年9月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第21号

高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月18日

名古屋市交通局長 河野和彦

第11条の次に次の1条を加える。

（酒気帯びの有無の確認）

第11条の2 列車又は車両を運転する係員に対する酒気帯びの有無の確認は、次のとおり行う。

- (1) 仕業前後に対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）で行い、目視等によるほか、アルコール検知器を用いること。
- (2) 酒気を帯びた状態が確認された場合には、当該係員を乗務させないこと。
- (3) 確認の結果については、記録を作成し3年以上保存すること。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第22号

高速度鉄道自主保安監査規程（平成9年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月21日

名古屋市交通局長 河野和彦

別表電車部長の部駅務課長の項中「駅務課計画係長」を「駅務課指導係長」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。